平成２５年（フ）第１８号
大分県中津市大字湯屋269番地
債務者　奥村　康正
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅22号棟84号室、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4455番地
債務者　富山　範子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県出水市西出水町1777番地花立住宅１―306号
債務者　押川　　民
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県薩摩川内市勝目町6208番地、前住所鹿児島県薩摩川内市大小路町68番18号
債務者　東　　信子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
京都市下京区西七条比輪田町38番地　レジデンスキクチ203号
債務者　村尾五十治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
京都市伏見区醍醐下山口町１番地46
債務者　河原田亀代次
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
京都府八幡市男山泉18番地18　鹿野ハイツ東202号
債務者　浅木よつえ
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
京都府京田辺市草内山科49番地15
債務者　古谷由加利
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
京都市山科区西野山階町41番地２　山階ハイツ101、前住所京都市山科区西野山階町41番地２　山階ハイツ201
債務者　大嶋　森昭
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
京都市伏見区納屋町136番地１ネバーランド桃山202号
債務者　本郷まゆみ
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
京都市伏見区深草善導寺町37番地末広荘る号
債務者　畠山　清二
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
広島県呉市西鹿田２丁目11番９号
債務者　佐々木優美子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４３号
広島県呉市西鹿田２丁目11番９号
債務者　児玉　香織
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４４号
広島県呉市中央１丁目３番５号
債務者　今村　美和
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４７号
広島県呉市朝日町17番25号103号室
債務者　田中　昌美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４９号
広島県呉市広多賀谷１丁目１番30―102号
債務者　有田　正子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８０号
徳島県徳島市名東町２丁目593番地の３　グランヴェール名東202
債務者　木藤　文一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
徳島県徳島市南島田町４丁目15番地の２
債務者　林　祐三子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
徳島地方裁判所民事部